

R2.7.21 & 7.22 「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」基本目標検討市民ワークショップ  
 みんなで考えよう～多摩市のこれからの男女平等について～ 意見等

項目	No.	意見等
10年後の目指す姿	1	「性別にとらわれず自分で選べる・決められるまち」
	2	「やりたいことにチャレンジできるまち」
	3	「誰もが暮らしやすいまち」
	4	「先入観や固定観念、古い考え方をしないまち」
	5	「男女といった性別に関係なく、性別を気にしないまち」
啓発	6	なぜ、差別が生まれてしまうのか知りたい。
	7	女性専用車両や男性よりも安価な女性料金の設定など不平等を感じる場面もある。差別と区別の線引きがわからない。
	8	固定観念を払しょくすることは難しい。
	9	男女の前に“人”であることを認識することが大切である。
	10	様々な課題に「気づく」必要がある。
	11	日頃からさまざまなことへの考えを市民同士が共有できる機会があると人権について皆で考えられるようになり、結果としてジェンダー平等の視点を取り入れたまち・環境づくりができるのではないかな。
	12	SDGs が全体的に基本目標でつながってくると思う
	13	男性への啓発が重要で、さらに男性が教えることができるまち・社会になることが望ましい。それが男女平等参画を推進するために非常に重要であると考えられる。
	14	大人が正しい知識を持ち、それを子どもたちに教えることで、子どもたちが正しい知識を持ったうえで主体的に物事を判断し、大人になっていく。またそれをその子どもたちに教えていくといったサイクルを築けるような社会が望ましいのではないかな。「正しい知識」という言葉は抽象的なため、具体化し啓発していく必要がある。
	15	人権教育は大人も対象に行うべきである。大人の世代は子どもの時に人権教育を受けていないため、子どもや若者以上に理解していない人が多いと思う。実際に、見た目が男性で性自認が女性である人は、友人は理解してくれているが唯一親が理解してくれないと言っていた。どれだけ女性センターが力を入れて啓発しても、子どもたちを取り巻く親や教員などの大人が理解しなければ、人権感覚のある子どもは育たない。
	16	市民の方々へまく条例が周知できていないため、子ども向けのわかりやすい資料を作成しその資料を用いて大人の方にも知ってもらう手法も検討してほしい。
17	中学生対象の条例周知用リーフレットを作成したが、小学生対象のリーフレットも作成し配布してもよいのではないかな。小学生が内容を理解することは難しいかもしれないが、小学校での配布物は児童から保護者に行き渡るため大人への周知にもつながるのではないかな。	
18	子育てと仕事の両立はとも難しく、親戚の支援の有無や経済力など人によって状況が異なるため、制度といった一律での対応では解決できない。意識啓発が必要である。	
19	「すぐに子どもができる」と思い、不妊問題を身近に捉えない夫婦が結構多いのではないかな。不妊はどの夫婦でも直面する可能性があることを啓発するような機会があってもよいと思う。	
20	彼からの「身体的・精神的束縛＝愛されている証明」と思っている10代の女子が多い。別れるときなどトラブルになって初めて気づく場合もある。小中学校など早い時期からの教育や啓発が必要であると考えられる。	
21	彼からの「身体的・精神的束縛＝愛されている証明」と思うことも個人の恋愛観として認めてあげてよいと思う。	
教育	22	男女平等を意識づける教育は幼児期から必要であると考えられる。また、小中学校という義務教育課程以外にも、高校、大学においても段階に応じた男女平等教育を行っていく必要があると考えられる。例えば、小中学校では、「自分の体を大切にすること」、中学校や高校では「望まない妊娠や性に関する恐怖」について、高校や大学では「人権や女性の権利」についてなど、正しい知識を教えていくことが大切であると考えられる。
	23	学校の名簿でいまだに男女が分かれている学校がある。子どもの頃から形式的にそのようになっていると性別が別という意識が根付いてしまう。男女混合名簿にすることで子どものころからの意識が変わってくると思う。
	24	性教育を充実させて自分の体のことを正しく知ること、性暴力などの犯罪に巻き込まれるリスクが低くなり、女性の健康問題にもつながってくると考える。子どもたちが気楽に相談できるような場があるとよいと思う。
	25	性教育は重要である。幼いうちから行うことが重要であり小学生にも行うべきである。「小学生にはまだ早い」という人もいるが、少しショッキングな内容の方が記憶に残る。早くから教育を行うことで事件を防ぎ、子どもを守ることができるのではないかな。
	26	性教育にこれまで以上に力を入れて取り組んでほしい。性教育は幼い頃から取り組んでいくことが重要である。
	27	子どもへの性教育が欠けていることがなかなか教育委員会に伝わらない。「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」を先駆的に制定し取り組んでいるのにもっといいと思う。
	28	小学生に恋愛や性教育の話をするのは難しい。学校教育現場では難しいと思われるので、別な機会を検討した方がよいと思う。
	29	性教育は、教職員や保護者に対しても行うべきである。
	30	人権教育の中に性教育がある。性教育だけでなく、性の多様性やDVも同じように教育する必要がある。
	31	DVやデートDVについての教育もこれまで以上に力を入れていくべきである。
	32	教育が盛んになるとそれに伴って法整備も進んでいくと考えられる。その結果として環境が整っていくのではないかな。
	性別役割分業	33
34		男性の育児参加は若いときからの意識づけが大切である。
35		男性ができることをもっと増やしていく必要がある。
36		今の社会は、家事ができる男性は「優しい人」と称賛されるが、女性は家事ができて「当たり前」となっている。
37		共働きが定着してきている中で、同じ勤務時間であれば、家事も育児も夫婦で平等にするべきである。
38		キャリア形成において出産や育児の影響は非常に大きい。「出産や育児に係る役割は女性」という考え方は改める必要があり、夫婦が一緒に役割を担うことが必要である。
39		「女性」と「子持ち」という理由で災害発生時の派遣者の優先度が最も低い階層になったという話を聞いた。積極的に関わっていききたい気持ちを持った女性もいるため、計画では女性ももっと参画できるように検討してほしい。
40		男女平等参画の観点では「女性は家庭・男性は仕事」を「悪い」と捉えている。しかし、それも性別役割分担の一つの形として認めてもいいと思う。
41		父親が保育園の送迎等をしているのを見かけ、男性の育児が進んだと考えられる一方、子どもの気持ちを確認しているのか疑問に思うときがある。母親に送迎してもらいたいと思う子もいるのではないかな。
42		女性が暴力をふるったときは「何か事情があるのでは」と心配される。しかし、男性が暴力をふるうと、ただ「悪い」となる。これは差別なのか区別なのか。

項目	No.	意見等
ワーク・ライフ・バランス	43	女性の働き方を変えるためには、まず男性の働き方を変える必要がある。
	44	これからは「職住近接」がライフ・ワーク・バランスの基本となってくるのではないかと。
	45	ライフを優先に考えるべきであり、「ワーク・ライフ・バランス」ではなく「ライフ・ワーク・バランス」という表現が望ましい。
	46	新型コロナウイルスの影響で在宅勤務の時間が多かったが、この期間で「ライフ」の部分を補うことができた。
	47	新型コロナウイルスの影響で、テレワークを行った。子どものいる世帯では夫婦ともに自宅でパソコンを使って社内会議を行った事例も多く、子どもがパソコンの画面に映ることもあった。その会社では育児への理解があり、これからの社会も育児と仕事といったワーク・ライフ・バランスへの理解が進めばよいと思った。
	48	ワーク・ライフ・バランスの考え方について、理解不足の管理職もまだ存在するのではないかと。
働き方	49	昇進を考えないわけではないが、まず公私共に生活を充実させたいと思っている。
	50	ワーク・ライフ・バランスは自分が計画し、考えるものでなければ意味がない。それに会社や社会が寄り添っていけるようになってほしい。
	51	新型コロナウイルスの影響で就職の採用面接の手法がウェブ面接だった。これからの働き方もテレワークが一般的になるなど、男女ともに働き方が変化していくことが想定される。
	52	ワーク・ライフ・バランスの充実といった観点からも働き方の多様性を考えていく必要がある。
	53	「若者」、「高齢者」と世代別に、より良く働けるような仕組み・制度を設けるべきであると考える。
	54	今後は働くことを前提とした仕組みや制度を整えていくべきであり、啓発は今の時代ではもう古いと思う。働くためのスキルやノウハウを得ることができる講座やイベントを実施していくべきであると考える。
女性活躍推進	55	管理職になることよりも「働きがい」を感じるほうが大事だと思う。
	56	できる人・やりたい人が活躍すればいいと思う一方、女性の強みを活かしていくことも大事だと思う。
	57	部長や課長といった管理職に女性がいない、圧倒的に少ないという印象がある。
	58	勤務先の執行役員は全員男性であり、女性の管理職は1人という状況である。
	59	男女にかかわらず管理職のロールモデルがもっと必要である。世間では仕事一筋な印象があるのではないかと。
	60	市男性職員の育児休暇取得率は対象職員の約20%である。制度が浸透してきているが、女性職員に比べ3週間～1ヶ月と期間が短くなっている。
	61	小学校は女性の教諭や管理職が多くなってきており、人権や平等などの教育も行っているが、働く現場は依然として「男性中心社会」が根強く残っていると思う。
	62	若い世代だけではなく高齢の女性が働けるような環境を提供をすることで働く女性の待遇の改善につながるのではないかと。
	63	昔は職場で女性が昇進する機会があまりなかったが、最近は改善されてきている印象がある。
	64	女性活躍推進法に基づく認定制度（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）が設けられ、働きやすさをアピールし優秀な人材を確保したい企業は育児休業制度等の制度充実を図っているが、実態はあまり制度が活用されていないような印象がある。制度は整っていてもきちんと公平・平等に活用できないと意味がない。
女性問題	65	自分（正社員）が育休取得中の時に代わりに業務を進めたのが非正規の社員だったことがある。職場への負担を考えると育休が取得しにくかった。
	66	産休・育休・時短勤務等、制度は整ってきているが、自身の裁量取得となると職場の評価を気にしてしまうのではないかと。産休・育休などは強制しなくても取得率は増えないと思う。
	67	働き方改革など市でできないこともある。国が主導しないとできない。市の審議会や委員会などは「現場の意見」を取り入れることも意識し、女性委員を増やしていくことは実現可能であると考える。
	68	離婚しなければいいと思うのだが、離婚しない（できない）のは経済的問題以外にどういった課題があるのか考える必要があるのではないかと。
DV・暴力	69	子どもを出産した後に「産まなければよかった」と思う女性が一定数いると思う。
	70	ある企業の就職説明会では、人事部長が女性で女性の働きやすさをPRしていた。女性活躍の視点を大切にしている企業は印象がよかった。一方、ある企業の就職説明会では容姿に長けた女性社員が多く参加しており、これは女性の確保というよりは男性の確保を狙った手法ではないかと感じた。こういう場合は、自覚は無くともやはり女性を商品のように扱ってしまっていることになるのではないかと。
DV・暴力	71	コロナ禍でDVや児童虐待など家庭問題が顕在化している。気軽に相談できる機関の重要性が増している。今回多摩市の公式ホームページのトップに相談案内があったのはよかった。
	72	新型コロナウイルスの影響もあり、4月だけで全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は昨年の1.3倍となっている。男性が自身の行為がDVと認識していないケースも多数あると思われる。
	73	命に関わることはもっと強制力がある制度を設けることが必要であると考える。
	74	DVに関して、他自治体との連携強化が重要である。連携が強ければつなぎやすくなる。
	75	DV加害者に対する教育や啓発は難しい。被害者は我慢したり、自立できないように仕向けられる・支配されるため、周囲の人が被害者に気づかせたり、サポートしていくしかないのではないかと。
	76	DVは世間体が悪い。家庭内不和を友人に話すのは恥ずかしい。自分の親にも言えないかもしれない。
	77	就職活動について、企業等への入社のお机の面では男女平等が進んでいると感じる。ただし、入社後は男性は総合職、女性は一般職が多いという状況は依然として続いている。男性から女性へのセクハラもまだ起きているのが現状である。
	78	大企業を中心にハラスメントに関する研修が充実し、認知は進んできていると感じるが、依然としてセクハラ等のハラスメントは起きているのが現状であり、それも多くが男性から女性に対してのケースが多いと思う。
	79	セクハラ等のハラスメントが原因で退職を余儀なくされる場合もあるため、女性のキャリア形成の観点からも根絶に向けた取組みを進めるべきである。
	80	社会の様々な場面でセクハラは依然として残っている。
貧困	81	人それぞれ育ってきた環境や文化、今いるところの環境や風土によってもセクハラ等のハラスメントに対する受け取り方や認識が異なると思う。
	82	セクハラ等のハラスメントは受け手によるところが大きく、例えば、同じミスを繰り返す社員に対して注意や指導をする際にハラスメントとして受け止められないか不安になることがある。この点は非常に仕事をしていたりづらい。
	83	夜の街で働く女性について、新型コロナウイルスへの感染というリスクがある中、なぜこのようなところで働くのか。貧困によるものがまず考えられるのではないかと。貧困状態になっている理由としては、家族から見捨てられたり、離婚によりシングルマザーとなり収入が無くなってしまったという状況が考えられるのではないかと。また、整形するための費用を稼ぐためという話を聞いたことがある。つまり、女性は商品のような扱いで、容姿で判断されることが多いのではないかと。貧困状態が子どもに連鎖しないような取組みが求められる。
	84	最近では、ひとり親の女性や単身の高齢女性の貧困の問題がある。女性センターが中心となって課題解決に向けて取り組んでほしい。
	85	生活保護を受給することは抵抗感が根強く、貧困への対応が難しい面がある。

項目	No.	意見等
性の多様性	86	これから積極的に女性センターを中心に性の多様性への理解促進のための啓発を行ってほしい。
	87	近年問題視され、理解が進んできてはいるものの、固定観念にとらわれている人はまだ多くいると思う。女性センターの取組みによって払拭してほしい。
	88	知人など周りでLGBTといった性的マイノリティについて話す人が少ない。話しにくい内容という固定観念が植え付けられてしまっているのではないかと。性教育と同様に気軽に話すことができる場があると認識も変わってくるのではないかと。
	89	LGBT当事者による苦勞や課題について話を聞く機会があることで市民への理解が進むのではないかと。
	90	高校生の授業で左利きの人数程度にLGBT当事者がいると話をしたところ、「気持ち悪い」と言っていた生徒が一定数いた。「自分とは違う人」を認めていくことを教えるには、高校生では遅いと感じた。
	91	LGBTについて頭では理解している。友人や知人であれば認めることができる。しかし、家族となると悩んでしまうと思う。
	92	災害ボランティアで女性や子ども、高齢者への配慮は進んでいるが、LGBT当事者への配慮はほとんど無いのではないかと。
	93	LGBTQといった性的マイノリティがもっと一般的になってほしい。
	94	国として同性パートナーシップ制度を法的に設けることができれば周りの意識も変わってくるのではないかと。
	95	世間に認められていない、周知できていないことが未だ残る嫌悪感につながっているのではないかと。そういう意味で自治体が同性パートナーシップ制度を導入することは効果があると思う。
推進	96	女性問題は従前から取り組んでいる課題ではあるが、いまだ解決していない。継続して取り組んでほしい。
	97	性の多様性に関する啓発など、女性センターの取組みも多様化している。各取組みに優劣をつけるわけではないが、やはり“女性”センターとして女性問題について優先的に取り組んでほしい。
	98	大人への教育や啓発の機会は限られており難しい部分もあるが、女性センターや社会教育施設がこれまで以上に積極的に行っていくべきである。公民館などの社会教育施設は社会教育の一環として今後も取り組みを進めてほしい。
	99	登録団体同士の交流や登録団体の発表の場があるとよい。他の自治体では登録団体同士の交流の場があると聞いた。情報交換やお互いの講座への参加にもつながるため、講座参加者の増加も期待できる。
	100	女性センターが平和・人権課に埋もれてしまっている印象がある。女性センターを独立させることで認知度向上につながるのではないかと。
	101	他の自治体では“男女共同参画センター”という名称に変わってきているところが多いが、まだ女性問題は解決していないため“女性センター”という名称は変えないでほしい。
	102	行政側の対応は意外と冷たいと感じる。相談しても解決できるのか疑問に思うところがある。
	103	相談事業について、積極的に外部と協力・連携をしていつでも相談できるような環境を整えるべきである。
	104	女性センターの相談事業を周知するにあたってネット配信などの新しい試みが必要であると考え。また、小学校や保育園に保護者向けのメール配信をしてもらえるよう依頼できないか。
	105	市役所だけでなく、警察や、児童相談所、保健所などの関係機関、支援団体などと層を厚く全体で取り組みを進めていく必要がある。「全体で育てていく」という考え方が必要である。一部の関係機関や団体、市民だけで進めていくのではなく、全体の底上げも必要である。
	106	まずは地方自治体が男女平等参画を推進していくべきである。各自自治体の取組みが進めば、社会も変わってくるはずと考える。
	107	計画を策定するにあたり、コロナ禍でどう取組みを進めていくかを考えなくてはならない。10年後も同じ状況であるとは考えにくいものの、影響は少なからず残り、「新しい生活様式」が進んでいることが想定される。フィジカルディスタンスを強いられる中で、人々がいかにソーシャルコネクトをとっていくかを考えなくてはならない。
	108	行動計画は市が策定したものであるため、市の職員全員に条例のことを勉強してもらい、同程度の認識をもたせるべきである。
	109	条例や女性センターの取組みの内容を啓発講座開催の際に掲示するなど紹介する機会を増やした方がよい。
110	「多様な性と生の尊重」に関する取組みを計画の中に位置付け進めていくにあたり、条例や行動計画の名称が“女と男”と性別を限定した表現になっていることに違和感を覚える。	
111	条例で規定している苦情処理制度があまり知られていない。女性センターの認知度の低さと関連していると考えられる。	
112	条例の17条に「市は、男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりをするものとします。」と規定しているのに、実現されていないと思う。	